

こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	1
(3) 変更の内容	③提供を求める特定個人情報の追加又は削除及び準ずる法定事務の変更
(4) 変更の内容の詳細	・準ずる法定事務について、法別表第二74の項→法別表第二9の項に変更（事例番号が74-1→9-1に変更）。 ・提供を求める特定個人情報について、医療保険に関する情報を追加。
(5) 変更の理由	②準ずる法定事務を変更するもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	呉市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第2の項 こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	呉市こども医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される）権利を有する。	第1条 この要綱は、こどもの医療費を支給することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、もって（こども）の（健やかな育成を図ることを目的）とする。
⑦独自利用事務の関連規範		呉市こども医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費の一部支給に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	呉市こども医療費支給要綱 第9条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	こども医療費の受給資格の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	呉市こども医療費支給要綱 第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年11月09日
独自利用事務の対象者	子ども及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年10月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20
保護評価書の名称	こども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%91%89%E5%B8%82&ev_name=&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=16&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=16&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	